

奄美群島戦略的情報発信支援事業運営業務委託仕様書

1. 目的

奄美群島は近年、世界自然遺産登録に向けた取り組みや、観光市場における評価が各種メディアで取り上げられる等、国内外での知名度が向上し交流人口の拡大に向けた環境と機運が醸成されつつある。本事業はこうした好機を着実に据え、奄美群島の魅力あるモノ・ヒト・コトについてインターネットメディアを中心とした民間事業者との連携により訴求力の高い情報発信を行いつつ、その効果性について実証的に分析することで群島の情報発信力を向上させ、「奄美群島成長戦略ビジョン」実現の担い手となる民間事業者のさらなる成長を喚起するものである。

2. 事業実施期間

契約日から令和3年3月19日（金）

3. 事業内容

奄美群島戦略的情報発信支援事業運営業務として、次の業務を行う。

(1) 戦略的情報発信

- ・奄美群島において広く島外へ発信すべき魅力となり得る商品やサービス及びそれらを生み出す事業者の取組を、デジタルメディア事業者・群島内情報分野事業者と連携し、幅広いユーザーを対象とした戦略的な情報発信を行う。対象事業者は公募により選定する。なお掲載は5事業者程度見込んでいる。
- ・情報発信に際して、広告を閲覧したユーザーの年代層や居住地域などの属性や、ユーザー自身からのレビュー内容について、デジタルメディア事業者からのデータ提供をもとに実証的な分析を併せて行う。

(2) 群島内事業者の情報発信スキルアップ

- ・(1)で得られた広告の効果性分析に係るデータを活用し、群島の事業者が主体的に情報発信に係る自己評価及び改善策の検討を行い、さらなる効果性向上のための研修及びワークショップ等を実施する。

4. 成果品

本業務に基づく次の成果品を求める。成果品の納入は、業務の期間内に行うこと。

- ・委託業務終了後に実績報告書を提出すること（様式任意）
- ・上記（1）のデジタルデータ一式

5 留意事項

- ・受託者は、本業務を行ううえで得られた情報を許可なく第三者に開示してはならない。
- ・本事業の実施により得られた成果は、奄美群島広域事務組合と事業者が2次的利用の権利を有する。
- ・本仕様書に疑義が生じた場合は、担当職員と協議し、その指示に従うこと。